

『防災・減災対策等強化事業推進費』 ～年度途中に緊急的かつ機動的に予算を配分～

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

はじめに

令和3年度も、大雨などにより各地で甚大な被害が生じました。これらの災害に対する再度災害防止対策や、重大な交通事故を契機とした交通安全対策、早期に防災・減災効果を発揮するための対策などに、当室所管の防災・減災対策等強化事業推進費（以下、「防災・減災対策推進費」という。）を配分し、防災・減災対策等が実施されました（令和3年度実績：国51件、都道府県24件、市町村8件、民間企業60件）。

今回、この防災・減災対策推進費について、概要、活用事例等を紹介します。

1. 防災・減災対策推進費の概要

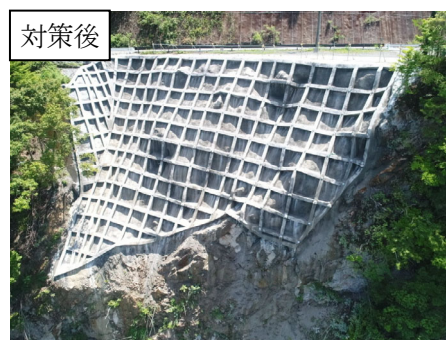
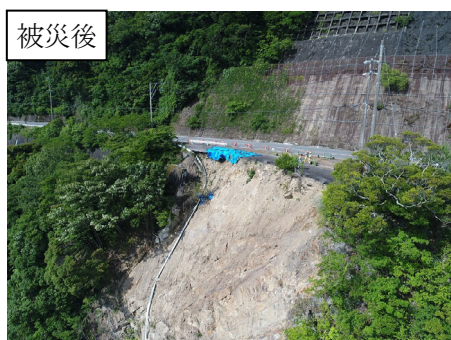
防災・減災対策推進費は、年度当初に予算計上されていない公共事業について、年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に予算を配分し、防災・減災対策等を実施するものです（令和4年度予算案：約200億円（国費））。

事業所管部局（他省庁含む）の申請に基づき、災害を受けた地域等における「災害対策事業」、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における「公共交通安全対策事業」、事業推進により早期に防災・減災効果を発揮するための「事前防災対策事業」に活用することができ、以下に列記するような場合での活用が想定されます。

（1）災害対策事業

- ①災害復旧事業にあわせて、公共土木施設等の防災機能の強化・向上を行う対策
- ②地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策
- ③災害復旧事業の対象とならない自然災害（風化、劣化による崖崩れ等）により被災した場合の対策
- ④全国的な緊急点検の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策

〔(1)～③の例〕 災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れが発生したため、推進費により法面对策を実施。



〔(1)－④の例〕盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、推進費により安全性把握のための詳細調査及び盛土の撤去や擁壁設置等の対策を推進。

なお、対象となる災害は、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れ、その他の異常な自然現象」により生じた災害で一定の要件を満たすものです。

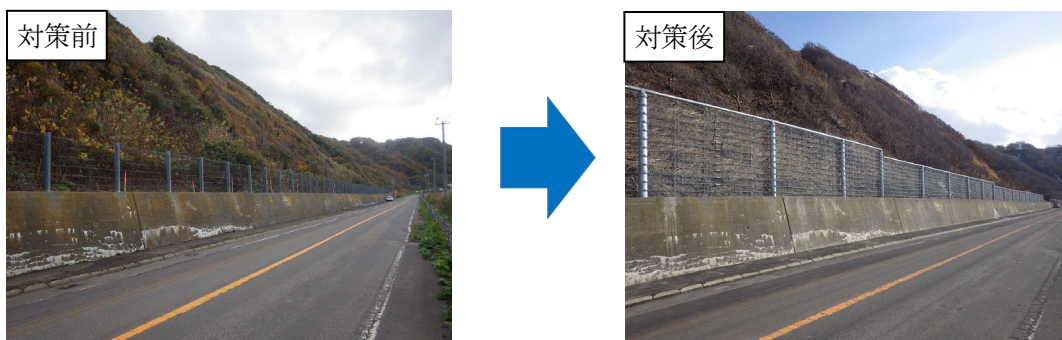
(2) 公共交通安全対策事業

- ①死傷者を伴う等、社会的影響の大きい事故への対策
- ②全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

(3) 事前防災対策事業

- ①事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策
- ②新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所で、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策
- ③突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所で、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策

〔(3)－①の例〕緊急輸送道路において、前年度より継続していた関係事業者との調整が図られたため、推進費により落石に対応した防護柵工を実施。



〔(3)－②の例〕緊急輸送道路の整備において、詳細の地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。



〔(3)－③の例〕 緊急輸送道路において、橋梁の詳細調査を実施した結果、ケーブル腐食が確認され落橋の恐れが判明したことから、推進費によりケーブル補強対策を実施。



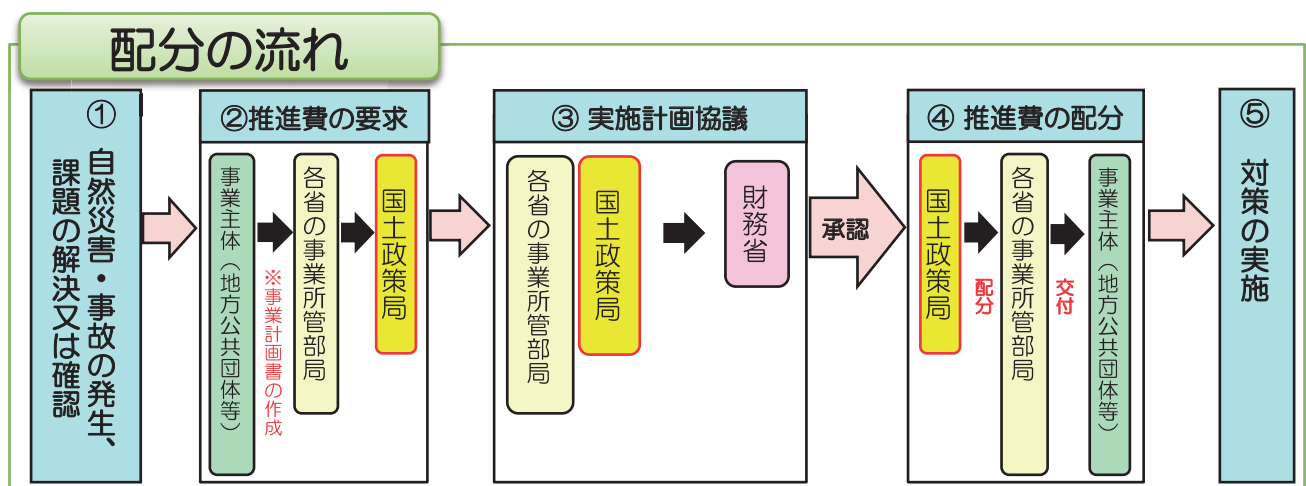
2. 防災・減災対策推進費の対象事業

対象事業は、公共事業関係費に分類される公共事業で、一定の計画等に基づき実施し、早期実施により効果が適切に発現するものが配分対象になります。ただし、以下の点に留意してください。

- ・ 各省庁が所掌する各事業に配分する予算であるため、前提として配分する各事業の採択要件を満たす必要があること。
- ・ 事業の実施にあたり、新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みであること。
- ・ 単なる維持管理費用等であって、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できないこと。

3. 要求から配分までの流れ

防災・減災対策推進費の要求から配分までの流れは以下のフロー図のとおりです。



4. 令和4年度の募集スケジュール

令和4年度の募集スケジュールは下表を予定しています。

区分	募集期間	配分時期（予定）
第1回	4月1日～5月上旬	6月下旬
第2回	5月中旬～7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬～10月上旬	11月中旬

上記のほか重大な災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。

5. 活用事例

令和3年度の活用事例を紹介します。

◆事例1（災害対策事業）

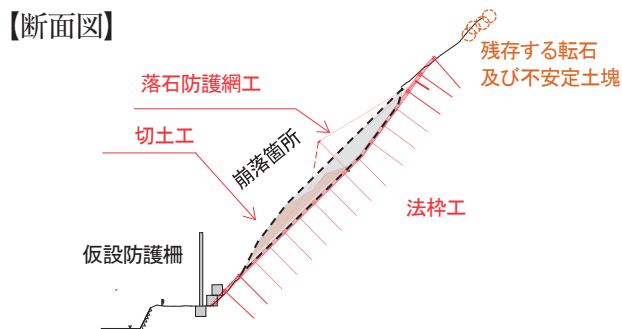
【事業名】道路更新防災等対策事業（主要地方道伊東西伊豆線）

【事業主体】静岡県

【場所】静岡県賀茂郡西伊豆町一色

【被害状況】令和3年6月8日に崖崩れが発生し、全面通行止めが発生しました。

【対策内容】再度災害防止を図るため、推進費を活用して緊急的に法枠工等を整備しています。



◆事例2（公共交通安全対策事業）

【事業名】道路交通安全施設等整備事業（市道102号線ほか10箇所）

【事業主体】八街市

【場所】千葉県八街市八街字榎台地先ほか

【被害状況】見通しの良い直線道路において、歩道のない道路の右側を歩いて下校中の児童の列にトラックが突っ込み、児童2名が死亡、3名が負傷する重大な事故が発生しました。

【対策内容】事故の再発防止を図るため、ソフト対策の強化にあわせて、推進費を活用して緊急的に防護柵設置等を実施しています。



◆事例3（事前防災対策事業）

【事業名】道路維持管理事業（一般国道19号）

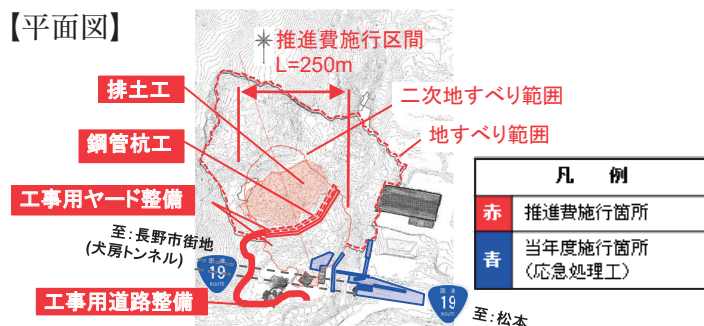
【事業主体】国土交通省

【場所】長野県長野市小松原地先

【課題】道路の隣接地で地すべりが発生し、調査したところ、道路に影響する二次地すべりの可能性が確認され、緊急的に地すべり対策が必要となりました。

【対策内容】住民、利用者の安全・安心を早期に確保するため、推進費を活用して地すべり対策（鋼管杭工、排土工等）を実施しています。

【平面図】



【対策箇所】



おわりに

令和4年度の年度途中で緊急的に予算が必要となった場合には、防災・減災対策推進費の活用をご検討ください。

制度の詳細は国土交通省のホームページに掲載していますので、参考にいただけると幸いです。

【問い合わせ先】

国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室

TEL：03-5253-8360（直通）

【国土交通省ホームページへのアクセス方法】

防災・減災対策等強化事業推進費

検索

